

騒音規制法・振動規制法・
大阪府生活環境の保全等に関する条例・
大東市環境の保全等の推進に関する条例
届出のしおり

「特定建設作業編」

1 特定建設作業とは

建設工事として行われる作業で著しい騒音または振動を発生する作業を、騒音規制法、振動規制法、大阪府生活環境の保全等に関する条例、大東市環境の保全等の推進に関する条例にて特定建設作業として定めています。

(1) 騒音規制法および大阪府生活環境の保全等に関する条例（騒音）に基づくもの

適用	作業の種類	規模	
騒音規制法と府条例	1	くい打機(もんけんを除く。)、くい抜機又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	くい打機をアースオーガーと併用する作業を除く。
	2	びょう打機を使用する作業	
	3	さく岩機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
	4	空気圧縮機(電動機以外の原動機を用いるものであつて、その原動機の定格出力が 15kW 以上のものに限る。)を使用する作業	さく岩機の動力として使用する作業を除く。
	5	コンクリートプラント(混練機の混練容量が 0.45 m ³ 以上のものに限る。)又はアスファルトプラント(混練機の混練重量が 200kg 以上のものに限る。)を設けて行う作業	モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行なう作業を除く。
	6	バックホウ(原動機の定格出力が 80kW 以上のものに限る。)を使用する作業	国土交通省が低騒音型として、指定したものを除きますが、この場合は 9 で届出を行うことになります。
	7	トラクターショベル(原動機の定格出力が 70kW 以上のものに限る。)を使用する作業	
	8	ブルドーザー(原動機の定格出力が 40kW 以上のものに限る。)を使用する作業	
府条例	9	6, 7 又は 8 に規定する作業以外のショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。)、トラクターショベル又はブルドーザーを使用する作業	
	10	コンクリートカッターを使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
	11	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	

(2) 振動規制法および大阪府生活環境の保全等に関する条例（振動）に基づくもの

適用	作業の種類	規模	
振動規制法と府条例	1	くい打機(もんけん及び圧入式くい打機を除く。)、くい抜機(油圧式くい抜機を除く。)又はくい打くい抜機(圧入式くい打くい抜機を除く。)を使用する作業	
	2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
	3	舗装版破砕機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、一日における当該作業に係る二地点間の最大距離が 50m を超えない作業に限る。
	4	ブレーカー(手持式のものを除く。)を使用する作業	
府条例	5	ブルドーザー、トラクターショベル又はショベル系掘削機械(原動機の定格出力が 20kW を超えるものに限る。)を使用する作業	

(3) 大東市環境の保全等の推進に関する条例に基づくもの

作業の種類		規模
1	くい打ち機を使用する作業	くい打ち機をアースオーガーと併用する作業または大口径掘削機を使用する作業に限る。
2	コンクリートポンプ車を使用するコンクリート打設作業	
3	動力源として発電機を使用する作業	
4	振動ローラー、タンパまたはランマその他これに類する機械を使用する締固め作業	
5	電動工具を使用するはつり作業またはコンクリート研磨作業	

2 届出が必要です

特定建設作業を実施する場合には、作業開始の7日前までに、特定建設作業実施届出書を提出してください。ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除きます。届出をしなかった場合や虚偽の届出をした場合は、罰則があります。

※7日前までに…

作業を開始する日が10月14日（金）である場合、届出は10月6日（木）までに行ってください。

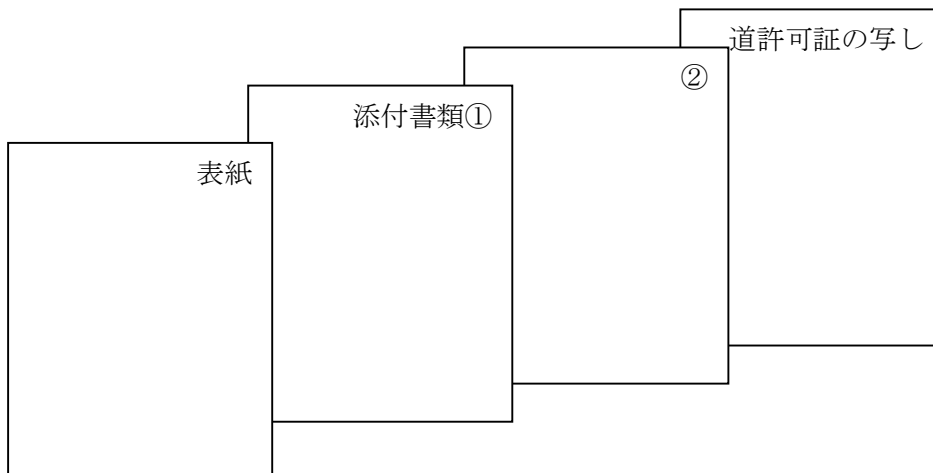
※当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く…

例えば、一日目にバックホウを用いる作業を終了させ、二日目に空気圧縮機を用いる作業を終了する場合、届出は不要です。一日で終わるものは、特定建設作業には該当しません。

(1) 必要な書類等

書類の種類	
表紙	「特定建設作業実施届出書」
添付書類	① 特定建設作業が行われる場所の周辺の状況の見取図
	② 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表
その他	道路占用許可証または道路使用許可証の写し（作業が禁止されている時間帯に作業を行う必要がある場合のうち、規制基準のページ※(1)④～⑦、※(2)⑤～⑧に該当する場合に必要です。）

※届出書は同じものを2部提出して下さい。受付・審査後、一部は市で保管し、もう一部は届出者に返却します。大切に保管してください。



(2) 書類の記入・作成方法

記入例：

様式第1号(第4条関係)

大東市長 様

特定建設作業実施届

注1 令和4年3月25日

注2 住所 大東市中央区大東町1-2-3
氏名 たいとう商会株式会社
電話番号 072-870-9621
(氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名)

届出者

注3

騒音規制法第14条第1項(第2項)
振動規制法第14条第1項(第2項)
大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)
大東市環境の保全等の推進に関する条例施行規則第4条

特定建設作業を実施するので、の規定により、次のとおり届け出ます。

建設工事の名称	たいとう商会株式会社家屋解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は工作物の種類	鉄筋コンクリート5階建て 床面積3,300㎡			
特定建設作業の種類	法律又は府条例	騒音	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機	<input type="checkbox"/> びょう打機 <input type="checkbox"/> さく岩機
			空気圧縮機	<input type="checkbox"/> コンクリートプラント、アスファルトプラント
			バックホウ(原動機の定格出力が80kW以上) ※低騒音型を除く	
			トラクターショベル(原動機の定格出力が70kW以上) ※低騒音型を除く	
			ブルドーザー(原動機の定格出力が40kW以上) ※低騒音型を除く	
	府条例	騒音	ショベル系挿消機(原動機の定格出力が20kWを超える)、トラクターショベル、ブルドーザー ※低騒音型を含む	
			コンクリートカッター <input type="checkbox"/> 鋼球	
	市条例	騒音	くい打機(アースオーガーと併用する作業または大口径挿消機を使用する作業に限る)	
			コンクリート打設(コンクリートポンプ車を使用する作業)	<input type="checkbox"/> 発電機
			縮固め作業(振動ローラー、タンバまたはランマ他にこれに類する機械を使用する縮固め作業)	
電動工具を使用するはつり作業またはコンクリート研削作業				
特定建設作業の種類	振動	くい打機、くい抜機、くい打くい抜機	<input type="checkbox"/> 鋼球 <input type="checkbox"/> 舗装板破砕機 <input type="checkbox"/> プレーカー	
		ブルドーザー、トラクターショベル、ショベル系挿消機(原動機の定格出力が20kWを超える) ※低騒音型を含む		
特定建設作業に使用される騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20、大東市環境の保全等の推進に関する条例施行規則第2条に規定する機械の名称、型式及び仕様	バックホウ80kW 一鶴ME-11	くい打機 ベントナイト溶液注入オーガー工法 日東	電動工具ハンマードリル 名立AM-24	
特定建設作業の場所	大東市谷川1-1-1			
特定建設作業の実施の期間	令和4年4月15日 から 令和4年4月28日 まで 14日間 (12日間)			
特定建設作業の開始及び終了の時刻	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自8時	至18時	日曜を除く毎日	7時間
騒音又は振動の防止の方法	地上高さ4メートルの防音シートを敷地周辺に張る。			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	大阪府中央区大東町0-0 たいとう商会株式会社 代表取締役 たいとうたろう (電話番号 06-0000-0000)			
届出者の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場事務所 所長 振動 音多 (電話番号 090-0000-0000)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名	大東市谷川0-0-0 OX土木株式会社 代表取締役 音 振二 (電話番号 564-123-4569)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	現場責任者 令和平太 (電話番号 090-0440-4400)			
添付書類	1 特定建設作業が行われる場所の周辺の状況の見取図 2 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表			

備考 1 特定建設作業の種類欄は騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20、大東市環境の保全等の推進に関する条例施行規則第2条に掲げる作業の種類を記載すること。
2 特定建設作業の実施の期間欄は、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明示すること。
3 特定建設作業の開始及び終了の時刻の欄に記載にあたっては、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにとまとめてさしつかえない。
4 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
5 この届出書は、2部作成し、提出すること。

注1 市に届け出た日付になります。

注2 (イ) 発注者から工事を直接請け負った元請負人の代表者が届出者になります。

法人の場合は、法人名と代表者名を記載してください。

個人の場合は、屋号がある場合は屋号と個人名を記載してください。

(ロ) 共同企業体の場合にはその名称を記入したうえ、代表会社の所在地、名称、代表者氏名を併記してください。

例：

甲・乙・丙建設共同体 代表者 ○○市○○町○丁目○番○号 甲建設株式会社 取締役社長 だいとう一郎
--

注3 添付書類の作成例

(イ) 特定建設作業が行われる場所の周辺の状況の見取図

手書きやインターネットの地図などを用い、工事の場所の所在地（住所）や周辺の建物が分かるようにしてください。あまりに縮小や拡大がされた地図は、工事の場所の周辺状況が分からないので注意してください。

(ロ) 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程表

	10月											
	9日	10日	11日	12日	13日	14日	15日	16日	17日	18日	19日	20日
掘削作業(バックホウ)	○	○	○	作業 休止							作業 休止	
くい打ち作業(くい打機)					○	○	○					
はつり作業(ハンマードリル)								○	○	○		

令和4年3月

大東市環境課 電話：072-872-2181（内線：3175、3176、3179）